

# 人権ほつと28年5月号

「子どもの安全・安心と  
学校事故対応」

大阪教育大学特任教授

島善信

言うまでもなく、学校は教育の場であり、人としての成長と発達を保証し、自立した社会人としての人格形成を図る場です。どの子にも、個性と能力を発揮して自分らしい人生を創る力を、知的にも、人間性や社会性においても培うことが求められています。そのため、学校が施設として安全で、人として信頼関係でむすばれ、どの子にも居場所があるなど、学ぶことに安心できる環境の整備が求められています。事件・事故の発生を未然に防止することや、発生した際には迅速かつ適切な対応を行うことが重要です。しかしながら、施設・設備の不備による事故、自然災害による事故、いじめ等人間関係に起因する事象など、学校において生起する様々な痛ましい事例は後を絶たず、子どもたちの命さえも脅かされて

いる重大な事件・事故も依然として発生しています。

こうした現状に対応するため、文部科学省は有識者会議を設置し、学校事故対応の在り方についての指針を取りまとめ、3月に公表しました。

その中で、事故発生の未然防止のための取り組みとして、安全教育の充実や学校体制の整備、保護者や地域との連携を強めることが示されています。また、事故発生後の取り組みとして、初期対応の重要性が指摘される一方、その後の保護者等へのていねいな対応による信頼確保とそのため調査の実施、必要に応じた検証委員会の設置などが提示されています。特に、被害児童生徒への心のケアや被害者遺族・家族への支援、そのためのコーディネーターの必要性が示されています。

学校が、保護者・地域と協働するなかでこそ、子どもの安心が確保できるという当たり前の意味を改めて噛みしめたいと思います。